

令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業 (募集型企画旅行(個人型商品))助成金の概要

1 目的

首都圏・関西圏・近隣県等から愛媛県南予地域(宇和島市、大洲市、西予市、八幡浜市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町)への誘客促進を図るため、旅行会社が、南予地域を周遊する募集型企画旅行(個人型商品)を造成した場合について、当該旅行会社に対して、予算の範囲内で旅行商品造成にかかる広告費への助成金を交付する。

2 助成対象者

旅行業法(昭和27年法律第239号)及び同法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)の規定による第一種旅行業、第二種旅行業、第三種旅行業及び地域限定旅行業の登録を得ている者のうち、首都圏及び関西圏(※)に事業所を有し、南予地域への募集型企画旅行(個人型商品)を実施する者(オンライン旅行代理店(OTA)は対象外とする。以下「旅行会社」という。)

※首都圏は、「東京都」、「神奈川県」、「千葉県」、「埼玉県」、「茨城県」、「群馬県」、「栃木県」、「山梨県」とする。

※関西圏は、「大阪府」、「京都府」、「兵庫県」、「滋賀県」、「奈良県」、「和歌山県」とする。

3 助成要件

(1) 令和7年6月27日(金)から令和7年9月30日(火)までの期間を旅行日とする募集型企画旅行(出発日基準)であって、以下の各項目を満たしていること。

① 愛媛県内に宿泊しているもの

② 募集媒体は(パンフレット(デジタルパンフレットを含む))又はWEBページであること

③ 募集媒体に、別に定める指定コンテンツ(別表参照)を3プラン以上掲載しているもの

※交付申請者による販売を原則とするが、旅行会社の契約基準に適合しない、また事業者が在庫提供できない等の諸事情がある場合は、別途協議に応じる。

④ 募集媒体に、「えひめ夏旅なんよキャンペーン」の名称・期間・対象エリア、協議会公式サイト又はキャンペーン動画リンク、イメージ画像を掲載されていること

※掲載スペースについては、パンフレット、WEBページのいずれも自由とする

※画像データ、各種URLについては、協議会より別途提供

(2) 当協議会の他の助成制度を併用しないこと ※他の助成制度との併用は認める

4 助成対象経費

旅行パンフレット、WEBページ制作経費とする。

5 助成金額

1社あたり200千円以内とする。なお、予算上限に達した場合、助成金の交付を終了する。

6 申請期間

令和7年4月1日(火)から令和7年6月30日(月)まで

※助成金は、申請の受付順に交付決定することとする。

7 申請書類

(1) 助成金交付申請書（様式第1号）

(2) 事業計画書（別紙1）

※添付書類：募集媒体（パンフレット、WEB ページ写し 等）

(3) 収支予算書（別紙2）

8 提出先・問い合わせ先

〒798-8511

愛媛県宇和島市天神町7番1号

南予広域観光プロモーション協議会 事務局

（愛媛県南予地方局地域産業振興部商工観光課）

TEL：0895-22-5211（内線315） 渡部

FAX：0895-22-2512